



# 最近内務省於ける路政關係行政處分例

Y A 生

通牒

内務省遞國第二五號

昭和十七年十二月一日

内務省國土局長

神宮關係施設造營所長

各土木出張所長

各地方長官宛 (各通)

六 大 市 長

法 令

遞信省所管電氣通信線路建設等ノ爲ニスル道路ノ  
占用竝ニ費用負擔等ニ關スル内務、遞信兩省協定  
ノ件依命通牒

標記ノ件ニ關シ大正九年四月一日遞土第一號竝ニ昭和十  
一年十二月二十三日遞土第五號ヲ以テ及通牒置候時運ノ  
進展ニ伴ヒ道路、電氣通信兩事業ノ重要性ニ鑑ミ兩者益々  
協調ノ必要アルヲ以テ今般兩省連絡協議會ヲ設置シ慎重協  
議ノ結果右協定ヲ別紙ノ通改定スルコトニ決定シ昭和十八

年一月一日ヨリ實施相成候條右御了承ノ上新協定ノ運用ニ遺憾ナキヲ期セラレ度尙右新協定成立ト共ニ別紙ノ通之カ解説ニ付テモ成案ヲ得運用上ノ細目ニ關シ之ヲ適用スルコトト相成タル次第ニ有之從テ將來紛議ヲ醸スガ如キコト無トトハ被存候得共萬一兩者見解ヲ異ニスルガ如キ場合アルニ於テモ努メテ現地ニ於テ之ヲ解決スルコトトシ其ノ解決全ク困難ナル場合ニハ事情ヲ詳具シ其ノ旨御申出相成度追テ本件ニ關シ從前發セラレタル通牒等ハ總テ廢止セラレタル義ニ有之爲念 尙貴管下市町村長其ノ他關係ノ向ニモ可然右御示達相成度

電氣通信線路建設等ノ爲ニスル道路ノ占用竝ニ費用ノ負擔等ニ關スル内務遞信兩省協定 (一七、一、一九於兩省連絡協議會決定)

第一 總 則

一、道路ニ電氣通信線路(架空及地下線路)ノ謂ニシテ以下單ニ線路ト稱ス)ヲ建設セントスル場合ハ特殊ノ道路ヲ除クノ外其ノ地下(橋梁ヲ含ム)及左記箇所ノ占用ヲ爲

シ得ルコト但シ一般道路ニ建設スル主要ナル幹線路及主要ナル幹線道路ニ建設スル幹線路ハ地下線トスルヲ原則トスルコト

(一) 歩車道ノ區別アル道路ニ在リテハ歩道ノ車道側又ハ植樹地帯

(二) 歩車道ノ區別ナキ道路ニ在リテハ法數

(三) 歩車道ノ區別ナク且法數ナキ道路ニ在リテハ他ニ

線路建設ノ餘地ナキ場合ニ限り路端

第二 線路ノ測量

一、線路ノ測量ヲ爲サントスルトキハ相當日數前其ノ區間及期日ヲ道路管理者ニ通知シテ官吏、吏員ノ現場立會ヲ求メ占用位置ヲ決定スルコト

三、占用位置ヲ決定シタルトキハ之ヲ標識シ置クコト

第三 線路ノ建設

甲 地下線路

四、地下線路建設ノ際ハ著手前道路管理者ニ通知スルコト  
五、地下線路ハ一旦築設シタルトキハ展掘整スルガ如キコ

トナキ様長期ノ計畫ヲ定メ施工スルコト

六、地下線路ノ耐力ハ道路構造令ニ規定スル橋梁ノ耐力ニ相當スルヲ要スルコト

七、地下線路ノ頭部ト道路面トノ距離ハ〇・八米以上トスルコト但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ其ノ距離ヲ低減シ得ルコト

八、地下線路ト架空線路トノ連絡用管ハ交通上支障トナラザル様設備スルコト

九、地下線路ノ築設ニ付テハ左記各號ニ依ルコト

(一) 道路ノ掘鑿ハ其ノ範圍ヲ狭少ナラシメ且同時ニ長區間ニ互リ施工セザルコトトシ尙其ノ工事ハ之ヲ敏速ナラシムルコト

(二) 道路ヲ横斷シテ掘鑿スル場合ハ一側ノ掘鑿ヲ終リ之ニ完全ナル棧橋ヲ架設シタル後他側ノ掘鑿ヲ爲スコト但シ二部ニ分チ施工シ能ハザルトキハ夜間交通杜絶シタル後ニ於テシ日出前ニ棧橋ヲ架設スルコト

(三) 人家ノ軒先ニ接近シテ道路ヲ掘鑿スル場合ハ居住

者ノ出入ヲ妨ゲザル様棧橋ヲ設架スルコト

(四) 掘鑿土砂ハ交通ニ支障ナキ箇所ニ搬出シ掘坑附近ニハ成ルベク之ヲ堆積シ置カザルコト

(五) 掘坑ノ周圍ハ勿論掘鑿土砂又ハ工事用物品ヲ置キタル箇所ニハ通行人ニ危険ヲ及ボサザル様柵其ノ他ノ設備ヲ爲シ且夜間ハ注意燈ヲ點ズルコト

(六) 掘坑ノ埋戻ハ充分ニ搗固メ且速ニ之ヲ爲スコト

(七) 道路ノ復舊ハ舊構造ト同等以上ニ爲スコト

#### 乙 架空線路

一〇、電柱(支柱、支線及支線柱ヲ含ム)建設ノ際ハ著手前道路管理者ニ通知スルコト

一一、電柱ハ道路ノ同一側ニ建設シ歩車道ノ區別ナキ道路ニシテ對側ニ路上建設物アルトキハ之ト一〇米以上ノ距離ヲ保タシムルコト

一二、電柱ハ歩車道ノ區別アル場合ヲ除キ道路ノ曲角ニ之ヲ建設セザルコト

一三、線路ハ道路面ヨリ五米以上ノ高サヲ保タシムルコト

但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ其ノ高サヲ車道上ニ在リテハ四米迄歩道上ニ在リテハ二・五米迄低減シ得ルコト

一四、道路ニ建設スル電柱ノ脚釘ハ地上二・八米以下ノ部分ニハ之ヲ取付ケザルコト

一五、電柱建設ノ爲道路ヲ掘鑿シタルトキハ地下線路ノ埋設ニ準ジ措置スルコト

一六、他ノ事業者ノ要求アル場合ハ支障ナキ限り成ルベク電柱ヲ共用スルコト

#### 第四 線路ノ移轉竝ニ其ノ費用ノ負擔

一七、道路ニ關スル工事ノ爲又ハ交通上線路ノ移轉若ハ改修ヲ要スルニ至リタルトキハ之カ位置ニ付テハ兩者協議ノ上本協定第一項ノ規定ニ準ジ之ヲ移轉又ハ改修スルコト

一八、前項ニ要スル費用ハ凡テ遞信省ノ負擔トスルコト但シ既設道路敷外ニ在リタル線路ヲ移轉又ハ改修シタル場合新ニ道路ヲ占用セザルトキハ道路管理者ノ負擔トスルコト

コト

一九、前項但書ノ場合ニ於ケル移轉費用中ニハ遞信省吏員ノ給料、旅費竝ニ線路ノ質的改良費ヲ包含セシメザルコト

#### 第五 路面ノ復舊竝ニ其ノ費用ノ負擔

二〇、道路ヲ掘鑿シタル場合ノ路面復舊工事ハ原則トシテ鋪裝道路ニ在リテハ道路管理者砂利道路ニ在リテハ遞信省之ヲ施行スルコト

二一、前項ニ要スル費用ハ凡テ遞信省ノ負擔トスルコト

#### 第六 損害ノ補償

二二、線路工事又ハ通信ノ支障トナルベキ道路ニ關スル工作物、竹木等ノ移轉、伐採等ヲ要スルトキハ豫メ道路管理者ト協議シ相當處理スルコト

二三、前項ニ因リ必要トスル費用竝ニ損害ノ補償金額ハ協議ノ上決定シ遞信省ノ負擔トスルコト

#### 附記

一、現地ニ於テ解決セザル事項ニ付テハ内務遞信連絡協議

會ニ付議シ解決スルコト

二、遞信省所管電氣通信線路建設其ノ他ニ關シ内務、遞信

兩省間ニ於テ爲サレタル從來ノ協定ハ凡テ之ヲ廢止スル

コト

三、道路法ノ適用ヲ受ケザル道路ノ占用ニ付テモ本協定ヲ

準用スルコト

四、本協定ハ昭和十八年一月一日ヨリ之ヲ實施スルコト

### 内務省遞國第二五號

昭和十七年十二月一日

内務省國土局長

東京、横濱、名古屋、大阪

神戸、下關、各土木出張所長

關係府縣知事宛（各通）

東京、大阪、名古屋、神戸

各市市長

國際電氣通信株式會社ノ線路建設等ノ爲ニスル道

法令

路ノ占用等ニ關スル件依命通牒

今般遞信省所管電氣通信線路ノ建設等ノ爲ニスル道路ノ  
占用等ニ關スル内務遞信兩省協定改定セラレ本日別途及通  
牒置候處國際電氣通信株式會社ノ建設スル線路ニ付テモ其  
ノ專業ノ本質ニ鑑ミ總テ右協定ヲ準用スルコトニ決定相成  
候條御了承有之度從テ道路占用料モ亦之ヲ徵收セザルコト  
ニ御取扱相成度

追テ貴管内關係市町村長ニモ可然右御示達相成度

注意（市長宛ニハ追書ヲ土木出張所長宛ニハ「從テ」以下

及追書ヲ附セズ）

關係府縣名

東京、千葉、埼玉、茨城、栃木、神奈川、山梨、長野、

岐阜、愛知、三重、奈良、大阪、和歌山、兵庫、徳島、

香川、愛媛、大分、福岡、佐賀、長崎

内務省發國第一七〇號

昭和十七年十二月十八日

内務省國土局長

神宮關係施設造營所長

各土木出張所長 宛(各通)

六大市長

電氣通信線路建設等ノ爲ニスル道路ノ占用並ニ

費用ノ負擔等ニ關スル協定ノ件依命通牒

標記ノ件ニ關シ昭和十七年十二月一日遞國第二五號ヲ以

テ及通牒置候處陸軍省、海軍省、警視廳及各道府縣警察部

所管ノ電柱ニ關シテモ今後右内務遞信兩省協定ニ準ジ取扱

フコトト相成候條御了承相成度

内務省發國第一七〇號

昭和十七年十二月十八日

内務省國土局長

内務省警保局長

各地方長官宛

電氣通信線路建設等ノ爲ニスル道路ノ占用並ニ

費用ノ負擔等ニ關スル協定ノ件依命通牒

標記ノ件ニ關シ昭和十七年十二月一日遞國第二五號ヲ以

テ及通牒置候處陸軍省、海軍省及警視廳所管ノ電柱ニ關シ

テモ今後右内務遞信兩省協定ニ準ジ取扱フコトト相成候條

御了承相成度從テ各道府縣警察部所管ノ電柱ニ關シテモ同

様右協定ヲ準用スルコトニ御措置相成度追テ貴管下市町村

長其ノ他關係ノ向ニモ可然御示達相成度

(本誌説苑欄解説参照)

◎土地收用公告

左の事業は土地收用法に依り土地を收用することを得るものと認  
定す

起業者 事業の種類 起業地 年月日

鐵道大臣 鐵道鍊成所 福岡縣小倉市大 一七、一〇、二八  
並ニ鐵道合 宇中井地内  
宿所建設

南海鐵道 鐵道敷設並 大阪府泉南郡淡 一七、一一、五  
株式會社 二改良 輪村、深日村、多  
奈川村地内

德島縣知事 道路改良 德島縣那賀郡桑 一七、一一、五  
野町地内

香川縣知事 道路改良 香川縣坂出市坂 一七、一一、五  
出町地内

江若鐵道 鐵道改良 滋賀縣大津市南 一七、一一、五  
株式會社 滋賀町滋賀里町 地内

内務大臣 河川改修 栃木縣足利市二 一七、一一、五  
丁目永樂町地内

兵庫縣 道路新設 姫路市岡町山野 一七、一一、一一  
姫路市長 地内

福岡縣知事 道路改築 福岡縣三潴郡大 一七、一一、一一  
川町地内 内務大臣 湯澤三千男

### ◎土地收用公告

左の事業は土地收用法に依り土地及土地に關する所有權以外の權を收用することを得るものと認定す

起業者 事業の種類 起業地 年月日

兵庫縣知事 道路改築 兵庫縣赤栗郡奥 一七、一一、二七  
谷村地内

兵庫縣知事 河水統制 兵庫縣赤栗郡奥 一七、一一、二七  
谷村地内

臨時内務大臣事務管理 内閣總理大臣 東條英機

### ◎軌道法に依る申請に對する處分

東京府

東京市電 赤坂區役所前、青山一丁目間軌道工事方法變更認

可並に特別設計許可

東京市長申請に係る標記の件は地下鐵道工事跡の地盤安定に伴

法令

ひ軌道の本復舊を施行せんとする機會に地下鐵道工事施行前に於ける軌道の構造を標準B及C構造にし、青山一丁目附近に於て信濃町線及廣尾線の一部は軌道中心間隔二米五九一にして規定の車體間隔を保持し難く事故發生の虞れもあるに依り所定の標準間隔二米八九六に擴大し、青山一丁目停留場附近の涉線は既認可の涉線移設を廢止し既設の涉線を其の儘存置し使用す、又青山一丁目停留場（青山六丁目方向）縱斷勾配は軌道建設規程第十六條に依り難く同三十五條に依り特別設計の許可を受けんとするものにして右は十一月十六日附監第三一二二號を以て内務、鐵道兩大臣より軌道工事方法變更の件認可特別設計の件許可ありたり。

東京府

東京市營 貨車設計認可

東京市長申請に係る標記の件は軍部よりの懇請により「ガソリン」節約の爲軍需品輸送に貨物電車を利用することに成りたるも現在所有貨車五輛の少數にて之を以て輸送の圓滑は期し難き爲に花電車古臺を利用し四輪貨車乙「一〇〇形」八輛新造せんとするの右は十二月二日附監第三、三六六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京府

京王電氣 新宿停留場信號機位置變更認可

京王電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は新宿停留場構内に

ある色燈式信號機上り場内(一基)出發(二基)既設信號機の現在位置は見通し不充分なるを以て之を廢止し移設するの右は十二月二日附監第三、三四七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京 都 府

京阪電氣鐵道 日岡變電所電氣工事方法變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件は京都大津間の旅客輸送は近年急激に増加したるにも、變電所は四宮變電所一ヶ所にして出力は現在一、一〇〇キロワットを以て互長十一料に對し饋電をなすものにして負荷大なる故惡質故障を惹起する状態なるを以て四宮變電所の不足出力の補強をも兼ね同時に電車線電壓降下を減少して車輛運轉の保安を計る爲三條終點と四宮變電所との中間に一八四、二〇〇圓を以て日岡變電所を新設せんとする右は大藏省會社部長及商工省企業局長に臨時資金調整法施行令に依る協議をも了し十一月十二日附監第二五〇七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京 都 府

京福電氣鐵道 北野支線工事方法變更の件

京福電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件は京都市に於て第一號線軌道を延長せらるる爲同社北野支線と平面交叉にするの右は十二月一日附監第一六七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可あり

たり。

京 都 府

京都市電 第一號線北野白梅、西ノ京園寺間軌道工事施行、

工事方法變更認可及特別設計許可

京都市長申請に係る標記の件は第一號線中工事施行認可申請殘區間自北野白梅町至北野白梅町南間に於ける京都電燈株式會社北野支線(軌道)との交叉に關する協定今回兩社協定成立に付該區間の新設工事施行し尙該區間工事施行するに付之と連絡の爲工事方法一部變更並特別設計を施行するの件は十二月一日附監第一六八號を以て工事施行及工事方法變更の件認可し特別設計の件許可ありたり。

京 都 府

京都市電 軌道假設物使用期限延期認可

京都市長申請に係る標記の件は軌道四條大橋改修工事に伴ふ第二期假軌道使用期限は昭和十七年九月三十日迄なるも第二期橋梁工事は目下工事中なるも資材配給不圓滑及努力不足の爲豫定期限迄に竣功するに至らざるを以て假軌道の使用期限を昭和十七年十二月三十一日迄延期するの右は十二月十一日附監第七二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京 都 府

京都市電 假設物使用期限延期認可



京都市長申請に係る標記の件は軌道擴張工事施行に伴ひ伏見線中書橋梁外二橋梁改築工事は三橋梁共同時に着手する等の處京都府に於て通船其の他の關係上一ヶ所づつ施工する様指示ありたる爲豫定期限迄に完成せず本年十二月三十一日迄延期するの右は十二月十一日附監第七一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

## 大阪府

大阪市營高速電氣軌道 第一號松崎町昭和町間工事方法變更

### 及假設工事認可

大阪市長申請に係る標記の件は高速電氣軌道第一號線中松崎町、昭和町間の線路勾配、排水設備及上水道管橫斷箇所に於ける隧道構造等を變更し尙檢車設備、車止及假車輛搬入口を設置せんとするものにして右は十二月二日附監第四七號を以て假設物の使用期限は昭和二十年十二月一日迄内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

## 大阪府

阪神急行電鐵 工事方法變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る標記の件は既認可に依る園田六甲會根各停留場の場内信號器を變更せんとする右は十二月九日附監第七四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

## 兵庫縣

### 阪神急行電鐵 伊丹線假設工事認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る標記の件は昭和十五年十一月六日附監第三二七三號を以て伊丹線一部假設工事の認可を得其後工事の進行に伴ひ複線運轉區間を延長し以て乗客輸送の能率を増進せんとするものにして右は十一月二十七日附監第四六號を以て使用期限昭和十八年十一月二十六日迄内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

## 兵庫縣

### 阪神電氣鐵道 客車設計變更認可、特別設計許可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件は今般金屬回收實施に伴ひ、使用中の客車二六一輛の車窓保護棒を撤去し國策遂行に協力せんとする右は十二月十日附監第七三號を以て内務、鐵道兩大臣より客車設計變更の件認可し特別設計の件ありたり。

## 變知縣

### 名古屋市電 四輪電車設計變更認可特別設計許可

名古屋市長申請に係る標記の件は時局下金屬資材の節約を計るため客車兩外側間柱面に取付たる窓保護棒を撤去し硝子窓枠を下降したる場合窓闕上面より二〇〇耗を露出せしめて保護棒を兼ねしむる様電車一五五輛に對し工費五八九〇圓を以てする右は十一月二十日附監第三、一二三號を以て内務、鐵道兩大臣より設計變更の件認可特別設計の件許可ありたり。

愛知縣

豐橋電氣軌道 電氣工事方法變更認可

豐橋電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は豐橋變電所に於ては常用として二〇〇KWの回轉變流機一基のみにして豫備機を有せざる爲、預備事故ありし時は長時間を要する爲運轉に不便を來し重大なる交通機關の使命を果し得ず依り今回工費一五、〇〇〇圓を以て豫備機を設置せんとする右は十二月二日附監第三三六七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

愛知縣

名古屋鐵道 電氣工事方法變更認可

名古屋鐵道株式會社申請に係る標記の件は蘇東線に於ける電車線の高さ現在四八七七米なるを以て道路交通の危険防止を計るため五、二〇〇米に變更するの右は十二月十一日附監第七五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

宮城縣

仙臺市營 八幡線軌道工事方法變更認可特別設計許可

仙臺市長申請に係る標記の件は昭和十四年六月二十三日監第二一四二號を以て八幡町線單線假設工事の認可を得し處目下の時局に際し複線として本工事を施行するは至難の實情に付複線工事を中止し既に敷設せる單線工事を以て本工事と爲さんとする右は十二月十日附監第三〇〇〇號を以て内務、鐵道兩大臣より工事方法

變更の件認可及特別設計の件許可ありたり。

宮城縣

仙臺市電 花京院通三二番地起點自〇米至三九七米間及同起

點自四三一米至二、九七七米間工事施行認可

仙臺市長申請に係る標記の件は昭和五年五月三十日監第四一八八號を以て特許を受けたる原ノ町線は近時人口激増し市民の不便甚しくため自花京院通三二至原ノ町若竹字坂下四〇併用區間二、九七七米ニ單線工事を施行の件右は昭和十八年九月八日迄に着手工事竣功は昭和二十一年十月八日迄とし十二月九日附監第一三三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

福島縣

福島電鐵 成出外二停留場廢止認可

福島電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件は飯坂西線電車運轉時分短縮のため成出、佐場野古屋、小川橋各停留場を廢止せんとするものにして右は十二月二日附監第二三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

石川縣

北陸鐵道 車廂設計變更認可

北陸鐵道株式會社申請に係る標記の件は朝夕の混雜時に於ける市内線運行電車の出入口の混雜を緩和する爲座席を縮小して立席に五輛を改造せんとする右は十一月二十日附監第三、一二四號を

以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

### 廣 島 縣

#### 藝南電氣軌道 軌道讓渡許可

藝南電氣軌道株式會社及吳市長連名を以て申請に係る標記の件は公營を理想とする事業の公共性に鑑み藝南電氣軌道株式會社より吳市に對し四、七〇〇、一七三圓にて讓渡せんとする右は十一月二十一日附監第一二三號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

### 廣 島 縣

#### 廣島電鐵 電動客車設計變更認可

舊廣島瓦斯電軌株式會社申請に係る標記の件は京王電氣軌道株式會社より讓受けたる大正九年製作の木造車十輛は腐朽甚しく乗客激增の折柄支障尠なからざるため工事費九六、七〇〇圓を以て改車の件は臨時資金調整法に依り大藏商工兩省に協議し十二月九日附監第九八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

### 大 分 縣

#### 別府大分電鐵 電動客車設計變更認可

別府大分電鐵株式會社申請に係る標記の件は四輪電動客車第九號車一輛に對し一部設計寸法變更の上定員六〇名に改造せんとする右は十二月十日附監第七〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

改訂増補出來！

# 道路職員必携

A6判一三四〇頁レザークロス装函入

定價金五圓

送料

内地 金二十錢  
臺灣、朝鮮、滿洲、支那 金二十八錢

本書は道路改良計畫並に其の設計の指針として、本會が特に道路技術並に行政の權威者三十餘名の方に執筆を依頼し完成したるものにして、内容は豊富に且つ記述も實に精緻を極めたもので、印刷裝幀も鮮麗優雅にて携帶に便なるハンドブックである。殊に道路構造令・街路構造令及細則につきても詳細に記載せる點に於ては、他に未だ嘗てその比を見ざるものにして斯界人士の必須書である。

### 要次目

第一編 總論、第二編 道路の設計、第三編 土工、第四編 道路の排水設備、第五編 鋪裝の構造及施工、第六編 工作物の第七編 都市計畫、第八編 交通整理及街路照明の施設、第九編 道路材料、第十編 維持及修繕、第十一編 道路用器具機械、第十二編 示方書、第十三編 法規（附録 測量に關する諸表其他）

發行 發賣所

社團 法人

好 道 路 改 良 會  
文 館 書 店

増補頁一八五頁

東京市小石川區諏訪町五十五番地  
振替 小石川(85) 三九六九番  
電話 小石川(85) 三九六九番